

第1回佐久市生活安全推進協議会に出されたご意見等と市の回答

No.	ご意見・ご要望	回答
1	各個人で設置する防犯カメラについての規定はあるのか。	こちらで承知している限りは、何かこうしなければいけないといった規定等はなく、個人の責任において設置されている状況です。
2	防犯カメラを設置する場所については、学校側とも協議をしていると思うがより良い場所に設置していただきたい。また、設置後、環境の変化に伴い設置場所の異動が必要になった場合のことまで考えて対応いただきたい。 生徒が登下校する際、声をかけられた、車に引きずり込まれそうになったという話をよく耳にする。交通網が非常に便利になった佐久市なので、通学路や学校周辺だけでなく他にも安全面で危険な場所があるので、そんな場所への設置も進めていただけると非常にありがたい。	設置場所については、基本的には、校門、出入口が主となり、不審者等の侵入を防ぐための防犯カメラと考えています。設置場所の異動については、設置に際して担当課と協議し、確認を行いたいと考えています。 連れ込み事案や、声掛け事案については、現時点では、街頭や駅前といった場所への防犯カメラの設置段階に至っていないので、ソフト事業の中で、青色防犯パトロールなどを強化し防犯対策を図っていきたくと考えています。
3	犯罪捜査において、防犯カメラの画像提供依頼があった時、管理責任者がいないから対応できないといったことの無いようにお願いしたい。	施設管理上、誰もいなくなる場合もあるので、難しい面もあるかもしれませんが、極力運用ルールに組み込んで対応していきます。
4	今の公共施設に設置されている防犯カメラはどういったものか。	現行でついている防犯カメラは、昭和58年に設置したものもあり、中には録画機能が付いていないものもあります。いわゆる、施設内の目が届かない所を映像で確認するだけのものとなり、そういったものは今後、要に応じて変更していく必要があります。現在は、施設によって全く統一性が無い状況です。
5	管理責任者が非常に大事なことだと思うが、どういった方が管理をしているのか。	課長職が管理者となります。決裁権を持った者が責任をもって情報提供を行うことになっています。
6	「画像及び記録媒体の保管期間は、ハードディスクの容量により可能な限りとする」との記載が若干あいまいな感じがする。市役所として最低限の保存期間を設けているのか。	システムが動いたものに反応する機能だと、例えば、ずっと動いているものがあれば録画時間が延びます。容量が決められているため2週間や1ヶ月と決められない状況を勘案し、庁舎に関してはこういった言い回しをしています。

第1回佐久市生活安全推進協議会後に提出されたご意見等と市の考え

No.	ご意見・ご要望	市の考え
1	<u>防犯カメラの種類がたくさんある中で、誰がどのように決めているのか</u>	各施設の所管課にて、目的に合わせたカメラの仕様を作成し、工事発注の起案により決裁権者（課長以上：工事金額による）が承認しています。
2	<u>設置業者をどのように決めているのか</u>	設置業者は入札により選定します。
3	<u>防犯カメラにかけられる予算はどの位あるのか</u>	市全体の予算から防犯カメラ費用がどれくらいという算出ではなく、防犯カメラを設置したい所管課により、実施計画→予算要求→議会承認により予算化されます。ちなみに、今回の公立保育園、小中学校、児童館への設置に関しましては、実施計画の段階ですが、66,400千円を計上しています。
4	<u>上記1から3の質問に対する答えは既にルールとして確定しているのか</u>	問1については、佐久市事務処理規則により工事を行う上での決裁の流れとなります。問2については、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程等によります。問3については、予算編成中のため確定していません。
5	<u>防犯カメラの管理責任者について</u> 決裁権を持っている者（課長級）とのことであったが、管理責任者とは常に連絡がつくように配慮をお願いしたい。 管理責任者が不在になる時、又は連絡が取れない場合には補佐する者を選任し、常に連絡が取れるような体制づくりに配慮をお願いしたい。	管理責任者が不在等の場合の対応について、補佐する者を選任する旨を盛り込みます。なお、連絡体制については、各所管ごとに連絡網が備わっており、また、宿日直においては、職員の連絡先を把握しておりますので、常時、担当課職員と連絡が取れる体制は整っています。
6	<u>目的外利用及び外部提供の制限について</u> 目的外利用及び外部提供となると当然決裁が必要となると思いますが、警察への捜査協力、緊急かつやむを得ないと認められる場合の情報提供の決裁が迅速に行えるようにし、情報提供がスムーズにできるよう考慮してほしい。	警察への捜査協力や緊急時の対応について、迅速に対応できるよう運用ルールに盛り込みます。

第2回佐久市総合教育会議で出されたご意見・ご要望

ご意見・ご要望

- ・経過を確認する中で、設置にあたっては賛成。ただし、運用にあたっては、個人情報情報が漏れることがないように注意することが重要。
- ・防犯カメラの設置は子どもを守るために必要なこと。画像の管理について、先生の責任が重いことが気にかかる。
- ・設置場所、映し出される範囲、提供、保管についての折り合いなどをつけてこのガイドライン(案)で進めてもらいたい。
- ・例えば、学校で物が無くなってしまった場合の犯人探しのようなものに使用しないでもらいたい。教育指導の観点から解決してもらいたい。
- ・多くの目を重ねながら、基本的人権が損なわれないようにルール作りを進めてほしい。
- ・目的外利用及び外部提供の制限について、管理責任者が判断して「情報を提供することになっている。教育委員会としてはどう携われればよいのか。学校の場合、管理責任者は校長となるが、校長の責任が重いとを感じる。警察からの依頼に強制力はるのか。強制力があるとしたら、管理責任者の判断で提供しなければならないが、強制力がないとしたら、管理責任者の判断のみで提供してよいのか判断に迷う。
教育委員会の了解を得て行動することの記載があれば校長としても安心するのではないか。
- ・強制力があるものに関しては管理責任者の判断で提供しても良いが、教育委員会が何も知らないといった状況がないように対応してほしい。
- ・管理責任者の任務を明確にしておくことが必要。
- ・学校ごとに基準を作成する必要があるが、ひな形は、ガイドラインを基に市教育委員会で作成する必要がある。教育委員会規則の中で定められれば。
- ・このガイドラインができた後は引き継ぎが重要となる。管理責任者には、自分の責任を認識してもらいたい。

防犯カメラ設置・運用に関する整理

	市の考え
1 プライバシー・肖像権の保護	今回作成するルール及び各課等の基準により明示
2 個人情報の保護	
3 監視社会	<p>監視カメラとは、常に監視体制のある状況下で情報収集として使われるもの。 →例：火山の監視、河川の監視、警備員等常設での監視等</p> <p>市で設置する防犯カメラの主な目的は、常時監視ではなく、設置してあることを知らしめることによる犯罪抑止と、施設管理上で有事の際に、その事実確認で活用するほか、犯罪発生時の捜査協力としての提供になります。</p> <p>こうした設置目的等(今回作成中のルール)を明らかにしながら、市民の皆様にご理解いただけるようにしたい。</p>

1 「ガイドライン」の定義

ガイドラインとは、指標・指針・誘導指標・指導目標などで、組織・団体における個人又は団体の行動に関して、守るのが好ましいとされる規範（ルール・マナー）や目指すべき目標などを明文化し、その行動に具体的な方向性を与えるものである。

2 「条例」の定義

条例とは、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法として、国の法令に違反しない範囲で定めるものであり、議会の議決を必要とする。

市民に義務を課し、又は市民の権利を制限するには、法令で特別の定めがある場合を除き、原則として条例によらなければならない。

3 「規則」の定義

規則とは、条例とともに普通地方公共団体が制定する自治立法として、国の法令に違反しない範囲で地方公共団体の長が定めるものであり、議会の議決を必要としない。

規則の多くは、条例の委任又は実施のための細目に関する事項について定めている。

4 「要綱」の定義

要綱とは、法令に基づく制度に関して、より細やかな運用面において規定するもの、行政実務上の処理の方法等を規定するもの、行政指導の指針を定めるもの、補助金等の交付を定めるものなど行政内部の一般的な準則を定めている。

条例、規則とは異なり、市民に対して直接法的な効果を及ぼすものではない。

5 「規程」の定義

規程とは、一定の目的のために定められた一連の条項の総体のことをいい、一般には法律、条例、規則などの法形式以外のものについて用いられている。法律、条例、規則などの範囲内で定められており、法規的な傾向や特色は原則として有しておらず、組織上の細目や事務処理手続その他事務処理上必要な事項を定めている。

※2～5について、庁内の法規審査委員会の審査に付し、承認が必要。

※2について、法規審査委員会の審査に付した後、議案として佐久市議会に提出し、議会の議決が必要。

言葉の使い分け

- ・〇〇するものとする・・・原則又は方針を示す場合に用いる。
- ・〇〇しなければならない・・・一定の行為をすることを義務付け、裁量の余地を与えない場合に用いる。
- ・〇〇することができる・・・一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合に用いる。

佐久市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）

（目的）

第1条 このガイドラインは、市民等がその容貌又は姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、市が設置又は所管する施設、設備等（以下「施設等」という。）における防犯カメラの適正な設置及び運用を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）防犯カメラ 施設等の管理上における、犯罪、事故の防止、適正管理及び利用状況の確認などを目的として、常設される映像機器及びこれに附属する機器をいう。
- （2）画像 防犯カメラにより収集された映像をいう。
- （3）記録媒体 前号による画像を記録又は保存したものをいう。

（防犯カメラの設置計画）

第3条 防犯カメラの設置を計画する施設等の所管課等は、当該防犯カメラの設置について、事前に次に掲げる要件を満たさなければならない。

- （1）目的が正当であること。
- （2）客観的かつ具体的な必要があること。
- （3）設置の状況が妥当であること。
- （4）設置及び利用による効果が期待できること。
- （5）使用の方法が相当であること。

2 防犯カメラの撮影対象範囲に施設等以外の公共の場所又は私有地が含まれ、かつ、撮影によって特定の個人を識別することができる場合、又は日常的に特定の市民等が撮影される場合は、当該関係者に対し事前に周知を行わなければならない。

（個人情報の保護）

第4条 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、佐久市個人情報保護条例（平成17年佐久市条例第16号）の定めるところにより、個人情報の保護のための適切な措置を講じるものとする。

（防犯カメラ設置の表示）

第5条 防犯カメラの設置場所には、市民等から見やすい位置に「防犯カメ

ラ作動中」等、防犯カメラを設置している旨を表示するとともに、防犯カメラの管理担当部署及びその連絡先を明示するものとする。

(防犯カメラ管理責任者)

第6条 防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラを設置する施設等に、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、防犯カメラを設置した施設等を所管する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

3 管理責任者が不在のときは、あらかじめ管理責任者が指定する職員をもってこれに充てる。

(防犯カメラ取扱者)

第7条 管理責任者を補佐するために、防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。

2 取扱者は、管理責任者の指示に従い、画像及び記録媒体の保管、閲覧、提供等を行うものとする。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第8条 管理責任者は、画像から知り得た個人情報に他に漏れることのないように、必要な措置を講じるものとする。

2 管理責任者は、画像の漏えい、滅失又は損傷等の防止、不正使用の防止及び防犯カメラのメンテナンスのために必要な措置を講じ、システムのログインパスワードを適宜更新するものとする。

(画像等の保管)

第9条 画像及び記録媒体の保管について、次のとおり定める。

(1) 画像の保管期間はできるだけ短期間とし、最長1か月以内で必要な保管期間を定め、保管期間経過後は速やかに当該画像の消去、上書き等の処理を行い、画像を再生することができない状態にしなければならない。

(2) 画像は、撮影時の状態のまま保管するものとし、当該画像を加工してはならない。

(3) 画像を保管するときは、記録媒体を施錠のできる保管庫等に保管する等、盗難及び紛失の防止を徹底する。

(画像等の閲覧)

第10条 画像及び記録媒体の閲覧は、管理責任者が必要であると認める場合のみ行うものとする。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第11条 管理責任者は、画像及び記録媒体の内容を、次に掲げる場合を除き、防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 警察への捜査協力や、国又は他の地方公共団体に提供する場合であつて、**文書による要請等を受けたとき。**
- (3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 管理責任者は、画像及び記録媒体の情報を提供した場合は、次に掲げる事項を記録する台帳を作成し、保存しなければならない。

- (1) 提供年月日及び時間
- (2) 提供先の名称、所在地、代表者及び担当者
- (3) 提供した画像の内容
- (4) 提供の理由

3 管理責任者は、画像及び記録媒体の情報を提供するときは、目的を達成するための最小限の範囲とし、情報を提供する相手方に対し、防犯カメラ画像利用申請書の提出を求めるとともに、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 画像及び記録媒体の情報を適正に管理し、情報の漏えい、滅失又は損傷等に十分注意すること。
- (2) 無断で画像を複製し、又は申請した目的以外の利用をしないこと。
- (3) 第三者に対して、画像等の無断提供を行わないこと。
- (4) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかに記録媒体の返却、画像の消去等、必要な処理を行うこと。

(意見、要望等の処理)

第12条 管理責任者は、防犯カメラの設置、運用等に関する意見、要望等を受けたときは、速やかに対応し、必要に応じ適切な措置を講じるものとする。

(指定管理施設の措置)

第13条 管理責任者は、必要があると認めるときは、指定管理施設における防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を当該指定管理施設に係る指定管理者に行わせることができる。

2 管理責任者は、前項の規定により、指定管理施設における防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を指定管理者に行わせるときは、個人情報保護に関し十分な措置を講じるよう求めるとともに、このガイドラインに規定する事項を当該指定管理者に遵守させなければならない。

(施設等における基準の作成)

第14条 管理責任者は、このガイドラインに基づき、施設等に合わせた基準を作成しなければならない。

附 則

このガイドラインは、令和〇年〇月〇日から施行する。

画像及び記録媒体の情報提供記録簿

提供日時		年	月	日
			時	分
画 像 提 供 先	氏名又は名称			
	代表者及び担当者	代表者		
		担当者		
	所在地			
	連絡先			
画像の内容				
画像の利用目的				
提供理由				
その他 返却予定等				

管理責任者

--

<p>防犯カメラ画像利用申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(申請先) 佐久市長 (〇〇防犯カメラ管理者)</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 住所又は所在地 機関の名称 代表者氏名 印 担当者氏名 印 連絡先</p> <p>下記のとおり防犯カメラの画像の利用を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
利用目的	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他（具体的な目的を記載してください。）
設置場所	
画像の種別・範囲	<input type="checkbox"/> 撮影画像 <input type="checkbox"/> 保管画像 年 月 日 時 分頃から 年 月 日 時 分頃まで
遵守事項	1 画像及び記録媒体の情報を適正に管理し、情報の漏えい、滅失又は損傷等に十分注意します。 2 無断で画像を複製し、又は申請した目的以外の利用は行いません。 3 第三者に対して、画像等の無断提供を行いません。 4 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体の返却、画像の消去等、必要な処理を行います。

(市記入欄)

裁 定 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	管理責任者	受付者

防犯カメラ運用に関するルール作りのスケジュール

